

交渉情報	NO.66	日本郵便局株式会社 信越支社 金融営業部
JP労組 信越地方本部	2016年2月9日	添付資料: 2枚

新潟ブロック渉外社員の兼務発令について

郵便局会社信越支社は、本日（2月9日）「新潟ブロック渉外社員の兼務発令」について地方本部に説明してきました。

新潟ブロックについては、すでに保険営業について渉外社員をブロック内局へ兼務発令していますが、今回がん保険及び資産運用商品の営業においても営業技術向上のために兼務発令するものです。

実施方法、兼務対象者人数及び兼務局
添付の支社資料を参照ください

兼務発令期間

2016年2月12日（金）～3月31日（木）

今回の施策実施にあたり、次の3点について会社に確認させました。

- ① 渉外社員が販売する第三分野の商品には「がん保険」「引受条件緩和型保険」「自動車保険」がある中で、なぜ今回「がん保険」と「資産運用商品」となったのかに対し、販売機会が少ない商品であるため販売技術のスキル維持が難しいため兼務した社員と兼務先の社員が同行募集を行い、兼務者（指導者）の販売技術を学ぶために行うとしています。
- ② 兼務局での具体的な指導についてはどのようにするのかに対して、指導対象者を一人にするのではなく、兼務先局全体の販売スキル向上のため偏りが無い指導を行うとしています。
- ③ この施策が、兼務者の年間目標達成の支障にならないようにすることに対しては、所属局において、兼務者以外の社員に本施策の趣旨や実施方法をきちんと説明し所属局でバックアップをしていくとしています。

また、本施策はあくまで社員のスキルアップが主な目的であり、趣旨を逸脱した運用をしないこと、冬期間での施策となるため交通事故等に注意するよう当該社員に指導することの2点について申し入れを行っています。

なお、地方本部への情報提供が遅くなったことに対して遺憾の意を表明しており、会社からは今後このような事がないようにする旨の謝罪を受けています。

つきましては、該当支部（新潟支部・新津支部・西蒲原支部・三条支部）においては、本施策の実施にあたり個別課題等がありましたら、支部対応をするとともに地方本部へ連絡をお願いします。

労使の扱い 単局窓口